

倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会（以下「本協会」という。）の会員、役員、スタッフ、専門委員会及び特別委員会委員並びに本協会への登録選手（以下「関係者」という）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本協会の目的、事業遂行の公正さに対する障がい者スポーツ団体の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(関係者の範囲)

第2条 関係者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 会員とは、定款第5条に規定する社員をいう。
- (2) 役員は、本協会の定款第20条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) スタッフとは、定款第45条第2項に規定する事務局職員、監督、コーチその他本協会の業務を実施または補助するものをいう。
- (4) 専門委員会及び特別委員会委員とは、定款第37条に規定する委員長及び委員をいう。
- (5) 登録選手とは、登録費を支払い本協会に登録された選手をいう。

(関係者の基本的責務)

第3条 関係者は、本協会定款第3条に規定する「目的」を達成するため、本協会の関係規程に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(関係者の遵守事項)

第4条 関係者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 関係者は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、差別的行為及びドーピング等禁止薬物の使用といった行為を絶対に行ってはならない。
- (2) 関係者は、違法な賭博若しくは八百長又はこれらに何らかの形で関与してはならない。
- (3) 関係者は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- (4) 関係者は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや、斡旋・強要をしてはならない。
- (5) 関係者は、経理処理に関して、適正な処理を行い、他の目的への流用や不正処理を行ってはならない。

- (6) 関係者は、自らの社会的立場を認識して、常に自らを厳しく律し、当法人の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- (7) 関係者は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と関係を一切持ってはならない。
- (8) 関係者は、前各号に定めるほか本協会の定款若しくは諸規程又は法令に違反する行為をしてはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第5条 関係者は、利益相反ポリシーに従い、その職務の執行に際し、本協会との間で利益相反取引が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実の開示その他本協会が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第6条 関係者は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、補助金等交付団体、寄付者、納税者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 関係者は、業務上知りえた個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(委員会の設置)

第8条 本協会は、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の事務及び組織については、理事会が定める。

(違反した関係者の対処等)

第9条 関係者が、この規程に違反する行為を行った恐れがあると認められる場合は、委員会は、コンプライアンス委員会規程に基づき、直ちに調査を開始しなければならない。

2 委員長は、調査の結果、関係者がこの規程に違反する行為を行ったと認められる時は、理事会に、直ちに報告しなければならない。

3 理事会は、委員会の意見に基づき、本条第1項の調査の結果、関係者に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、本協会の賞罰規程に基づき、相当の処分をするものとする。

附則

1. この規定は、令和3年4月1日から施行する。
2. 令和4年4月1日改定